

(別紙)

指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項について

令和5年2月13日付け20230207製第7号にて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）第12条第3項の規定に基づき、意見を聴かれた指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下単に「判断の基準」という。）に係る告示案については、現在においては妥当なものと考えており、異存はない。

なお、コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットの目標値については、法第12条第4項に基づき提出された環境大臣意見（平成27年3月27日付け第1503273号）内において、『今後、各温度帯・用途において、技術開発・商品化の進展状況や国内外の規制動向その他判断の基準に影響を与えるような事情の変更があった場合、審議会等において判断の基準の見直しを検討し、必要に応じて判断の基準の見直しを行われたい。』と、環境大臣としての意見を述べている。

当該意見提出後、国内では関係各社の努力によって技術開発・商品化が進み、自然冷媒等のノンフロン製品及び低GWP製品の上市が拡大していること、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画においてもHFCsの排出削減の目標が強化されていること、諸外国においてより野心的な目標値の提案がなされていること等の現状に鑑み、我が国においても早期の低GWP化への移行に向け、判断の基準についての検討を進められたい。